

リハビリテーション DX 研究会会則

第1章 総則

第1条 この会は、「リハビリテーション DX 研究会」という。

第2条 この会は、事務局を代表の定める所におく。

第2章 目的および事業

第3条 この会は、リハビリテーション分野におけるデジタルトランスフォーメーション (DX) の発展に貢献し、会員相互の研鑽と提携を図り、内外の学術団体や企業とも協力し、社会貢献することを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 1 学術講演会の開催
- 2 産官学の連携を図る
- 3 その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員の得喪

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

- 1 正会員 この学会の目的に賛同する個人。
- 2 名誉会員 専門の学術または本学会の設立と発展に特に功労のあった者のうちから、世話人会で承認された個人。
- 3 賛助会員 この学会の目的に賛同する団体。

第6条 本会の会費は別に定める

第7条 会員は、この学会が主催する学術講演会に参加することができる。

第8条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- 1 退会
- 2 死亡
- 3 除名

第9条 退会しようとする会員は、書面により事務局に通知しなければならない。

第10条 退会の申し出がなければ、次年度も会員の地位は継続する。

第11条 会員が次の各号に該当するときは、世話会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- 1 この学会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為のあったとき
- 2 公序良俗に反する行為をしたとき

第4章 役員得喪

第12条 本会には次の役員を置く。

- 1 代表世話人 1名
- 2 顧問 若干名
- 3 世話人 若干名
- 4 監事 若干名
- 5 事務局 1名

第13条 代表世話人の職務は次のとおりとする。

- 1 代表世話人は、本会を代表して学術講演会等を開催する。
- 2 代表世話人は、退任の際、次期代表世話人を新規に推薦し、世話人会の議を経て決定する。
- 3 代表世話人は、世話人会を組織し、本会の事業目的に係る事項について議決し、執行する。

第14条 顧問の職務は次のとおりとする。

- 1 本会に大きな貢献のあった者を顧問とすることができる。
- 2 顧問を委嘱するにあたっては、世話人会の議を経て決定する。
- 3 顧問は、世話人会に出席して意見を述べるることができる。

第15条 世話人の職務は次のとおりとする。

- 1 世話人は、代表世話人を補佐し、学術講演会等を開催する。
- 2 世話人は、代表世話人、世話人の推薦により、世話人会の議を経て決定する。

第16条 監事の職務は次のとおりとする。

- 1 監事は、本会の財産の状況を監査し、世話人会にて財産状況の報告を行う。
- 2 監事は、代表世話人、世話人の推薦により、世話人会の議を経て決定する。

第17条 事務局の職務は次のとおりとする。

- 1 事務局は、本会の運営と会計を担当する。
- 2 事務局は、世話人会の議を経て決定する。

第5章 世話人会

第18条 世話人会の構成等は次のとおりとする。

- 1 世話人会は、代表世話人、世話人、監事および事務局で構成され、議長は、代表世話人が行う。
- 2 世話人会は本会の議決機関とし、原則として年1回開催する。
- 3 世話人会は、世話人あるいは世話人の代理人の3分の2の出席をもって成立する。
- 4 世話人会の決議は、出席者の過半数をもって決する。ただし、他の世話人を代理人として表決を委任した者は、出席者と見なす。

第19条 世話人会の議決事項は次のとおりとする

- 1 事業計画（開催日時等）、事業報告および会計報告
- 2 役員の推薦、変更

- 3 会則の変更
- 4 その他、事業目的に係わること

第6章 資産および会計

第20条 この研究会の収支は以下のとおりとする。

- 1 本会の収入は、事業に伴う収入およびその他の費用をもって支弁する。
- 2 事務局は、会計年度終了後、次回の世話人会でその収支報告を報告する。なお、剰余金は翌年度に繰越すものとする。
- 3 代表世話人は、必要に応じて収支内容を会員に公表する。

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第7章 定款の変更および解散

第22条 この定款の変更は、世話人会で3分の2以上の議決を必要とする。

第8章 補則

第23条 この定款は、令和3年11月2日から効力を生じる。当日までに「リハビリテーションDX研究会」の会員は、本会の正会員とする。

リハビリテーションDX研究会
2021年11月2日発行